

婦人科のがんとして、「子宮頸がん」「子宮体がん」に続き、今回は「卵巣がん」を解説します。

【卵巣がん】

卵巣には、多種多様な種類の腫瘍が発生します。このうちの悪性の腫瘍を通常「卵巣がん」と呼びます。卵巣がんはさまざまな遺伝子変異の積み重ねにより発生しますが、直接の原因は不明です。最近、卵管や腹膜からの発生も考えられ「卵巣がん、卵管がん、腹膜がん」を一連の病気として治療が行われています。遺伝による卵巣がんは、主に「BRCA1/2」という遺伝子の異変によって起こり、その発生頻度は卵巣がんの18%程度ですが、親・姉妹・いとこに乳がんや卵巣がんにかかった人がいれば十分な注意が必要です。

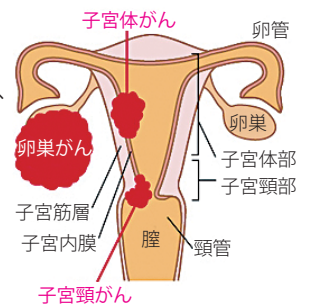
卵巣がんは自覚症状に乏しいため「サイレントキラー（無言の殺人者）」と称され、おなかの張る、急に太ったなどの症状があり、不正出血は通常ありません。このようなことから、卵巣がんが発見されたときには60%以上の人は残念ながらすでにがんが進行していますが、卵巣がんは大きな腫瘍になることもあり、この場合、超音波断層検査でも骨盤内の腫瘍（こぶ）

を発見することができます。

卵巣は骨盤の深いところにあるため、がんの広がり方を知ることは難しいことから、手術によって腹腔内を詳しく観察し、摘出した腫瘍を検査した後に進行期を決定します。進行期はⅠ期からⅣ期に分かれ、この分類などに基づいて治療法を決定します。卵巣がんの場合には、いずれの進行期でも、最初に手術によりできる限りがんを取り除き、その後に抗がん剤療法を追加するのが基本です。しかし、がんが完全に摘出できない場合には、抗がん剤療法でがんを小さくした後に手術を行うこともあります。

卵巣がんの早期発見には、超音波断層検査が有用なことから、子宮頸がん検診と同時に行うことをお勧めします。

(文責：中央病院副院長 産婦人科 富浦 一行)



中央病院は、厚生労働省から質の高いがん医療を提供している病院「地域がん診療連携拠点病院」として指定を受けています。県内では3カ所のみです。

あなたの街の

法律相談

～第48回～



市民の皆さんの身近な事柄を取り上げ、法律の面から弁護士が解説します。今回は「民法（債権法）改正～消滅時効について～」です。

問まちづくり支援課 ☎51 6777

Q 今年の4月1日から新しい民法が施行されると聞きましたが、日常生活に関係することはありますか。

A 今回の民法改正では、契約に関することなど重要な改正がなされました。今回は、消滅時効の期間についてお話します。

Q 消滅時効の期間は、以前は、債権によっては2年など短い期間で消滅することになっていましたが、どのように変わりましたか。

A 改正により短期消滅時効は廃止されました。また、民事と商事とで期間が異なりましたが、一元化されました。

Q 改正後の消滅時効期間は何年になるのですか。

A 債権に関しては、債務不履行に基づく損害賠償請求権は、権利が行使できることを知ったときから5年間、または権利を行使できるときから10年間で、いずれか早い方です。改正前は、権利を行使できるときから10年とされていました。

交通事故など不法行為に基づく損害賠償請求権は、損害および加害者を知ったときから3年、または不法行為のときから20年で、いずれか早い方であり、改正による期間の変更はありません。

なお、債務不履行、不法行為のいずれでも、生命または

身体への侵害による損害賠償請求権は、権利が行使できることを知ったときから5年、または権利を行使できるとき、ないし不法行為のときから20年のうち、いずれか早い方となります。

Q いつから新しい時効期間で考えれば良いのでしょうか。

A 今年の4月1日以降に発生した債権について改正法が適用されます。ただし、債権の発生原因となる契約や事実が4月1日以前に存在している場合には、旧法が適用されます。

なお、4月1日以前に不法行為があり生命または身体が侵害された場合、4月1日時点で損害および加害者を知ったときから3年が経過していなければ、時効期間は損害および加害者を知ったときから5年となります。

(文責・弁護士 鈴木 陽大) いくみ法律事務所 ☎58 6558